日本の高等教育機関におけるバリアフリー体制の動向

H16 発達障害者支援法

H18 国連障害者権利条約署名 H26 批准書国連へ寄付

H25 障害者差別解消法

障害者基本計画法 第3次 H25"高等教育における支援"

H28 改正障害者雇用促進法

平成 28 年~ 大学での法的義務 **合理的配慮**

障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

Convention on the Rights of Persons with Disabilities

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的 として、障害者の権利の実現のための措置等について定められた条約です。

本条約では、一般的義務として、「障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する」(第4条第1項)とともに、「平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる」(第5条第3項)、「障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない」(第5条第4項)と定めています。

また、本条約の第24条(教育)においては、「教育についての障害者の権利を認める」(第24条第1項)とし、「障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」(第24条第5項)と定めています。

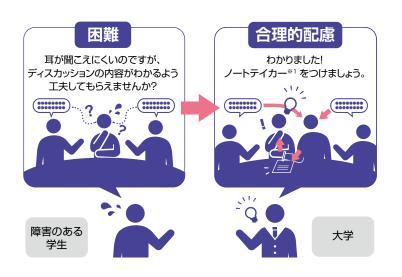
本条約のなかで繰り返し使用される表現として、「合理的配慮 (reasonable accommodation)」という言葉・考え方があります。これは、大学での障害学生支援においても、とても重要なキーワードです。

「障害者差別解消法」

この法律は、障害があってもなくても、誰もが分け隔てられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。2016年(平成28年)4月より施行されました。

「合理的配慮」とは?(国連障害者権利条約)

障害のある人とない人の平等な機会を確保するために、周りや学校等が、障害の状態や性別、年齢等を 考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」といいます。



*1 ノートテイカー:

話し手の発言内容を筆記もしくはパソコン入力の 方法で伝える役割を持つ人のこと

「ディスカッションに参加しなくても 単位がもらえるようにする」等、 教育の本質や評価基準の極端な変更は 合理的配慮ではない。

●どのような配慮が合理的配慮に当たるかは 個別のケースで異なります。

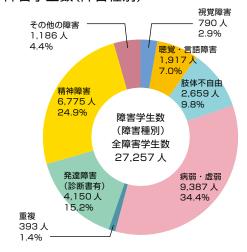
障害のある人すべての人が対象になります。 障害者手帳をもっていなくても対象になります。

社会的な動向

日本の大学で学ぶ障害のある学生数は、年々増加傾向にあり、日本学生支援機構によれば総数で27,252人となっています(平成28年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査/独立行政法人日本学生支援機構)。これは全学生数の約0.86%にあたります。「障害者差別解消法」の施行によって、各大学等において、障害のある学生の把握スキームを含む障害学生支援体制の整備がすすんでいることが考えられます。



障害学生数(障害種別)



独立行政法人 日本学生支援機構(JASSO)

「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学 支援に関する実態調査結果報告書(2016年度)」

- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者 保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における 人数を含む。

大学が提供すべきこと

障害者差別解消法を踏まえた 「不当な差別的取扱い」や 「合理的配慮」に関する考え方と対処

- (1) 基本的な考え方 大学等において、組織として当然に行われるべきものとされる。
- (2) 大学等における実施体制

それぞれの大学等の規模や特色、取り組みの状況を踏まえると共に 単独の大学等での整備が困難な場合は、複数の大学等で資源の 共有を図る等の工夫が重要である。

(3) 合理的配慮の内容の決定の手順

手順は障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話、 モニタリングの内容を踏まえ繰り返される。

(4) 紛争解決のための第三者組織

本人からの不服申し立てを受理し、紛争解決のための調整を行う 学内組織を整備することが望ましい。

各大学等が取り組むべき主要課題と その内容

- (1)教育環境の調整
- (2) 初等中等教育段階から 大学等への移行(進学)
- (3) 大学等から就労への移行(就職)
- (4) 大学間連携を含む関係機関との連携
- (5)障害のある学生への支援を行う 人材の養成・配置
- (6) 研修・理解促進
- (7) 情報公開

「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」 文部科学省高等教育局学生・留学生課 平成 29 年 4 月

関連情報の入手先

全国高等教育障害学生支援協議会(AHEAD-Japan)

http://ahead-japan.org/

日本学生支援機構(JASSO)一障害学生修学支援

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/index.html